

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、アルコール事業法の 定期報告書の提出期限を延長します

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、アルコール事業法に係る令和2年度の定期報告書の提出期限を延長します。

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされました。これに伴い、多くの事業者において、アルコール事業法に基づく定期報告書の作成業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されます。

こうした状況を踏まえ、アルコール事業法に基づく定期報告書の作成に十分な時間を確保できるよう、アルコール事業法施行規則を改正し、令和2年度に限り、関係書類の提出期限を延長します。具体的には、例年では5月末日までに提出が求められている定期報告書の提出期限を8月末日までとします。

2. 定期報告書の提出期限

令和2年度における定期報告書の提出期限を以下の通りとします。

義務の内容	例年の提出期限	令和2年度の提出期限
製造事業者の定期報告提出	5月末日	8月末日
輸入事業者の定期報告提出		
販売事業者の定期報告提出		
使用者の定期報告提出		

(本件のお問合せ先)

製造産業局素材産業課アルコール室

担当者：田中、浅田、道合

電話：03-3501-1511(内線 3751~3752)

03-3580-5651(直通)

03-3580-6348(FAX)

メール：alcohol-gyomu@meti.go.jp